



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Afghanistan, Bulgaria, Côte d'Ivoire, Cyprus, Estonia, France, Germany, Hungary, Italy, Montenegro, Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, Switzerland, United Kingdom

第25回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程 (Rome Statute of the International Criminal Court) の目的と規則を想起し、

国際連合憲章 (Charter of the United Nations) の目的と原則を想起し、

侵略犯罪に関する国際刑事裁判所ローマ規定のカンパラ改正 (The Kampala Amendments on the crime of aggression) を想起し、

国際刑事裁判所 (International Criminal Court) を想起し、

国際の平和及び安全の維持における同改正の重要性を強調し、

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪を裁く ICC の重要な役割を認識し、

国の規模や政治的地位にかかわらず、重大な国際犯罪は平等に裁かれるべきであるとの考えを確認し、

すべての国連加盟国が当規定に締約していないことを遺憾に思い、

国際刑事裁判所が国際社会の重大な犯罪の不処罰と闘う上で、不可欠な役割を果たしていることを再確認し、

ICC が発行した逮捕状が十分に執行されていない現状及び一部締約国の協力不足に深い懸念を表明し、

ICC の裁判官、検察官及び職員に対する政治的圧力、経済制裁及びサイバー攻撃等が司法の独立性を脅かしている現状を憂慮し、

2010年に改正されたカンパラ改正が侵略犯罪の処罰及び国際刑事司法の発展に重要な役割を果たしていることを認識し、

2010年と現代の戦争の形態が大きく異なっていることを憂慮し、

カンパラ体制の見直しの必要性を強調し、

ICC が政治的圧力から独立し、公平かつ中立な司法機関として活動できる環境を維持することの重要性を強調し、

ICC と国際連合、欧州連合その他地域機構との連携をさらに強化する必要性を確信し、

締約国間の協力及び制度改革が ICC の実効性及び信頼性向上につながることを確信し、

1. ローマ規程未締約国に対し、早期加盟を積極的に促すとともに、加盟が困難な場合ローマ規程第12条第3項に基づくICC管轄権受諾宣言の提出を強く要請する；
2. 締約国に対し、ICCが発行した逮捕状及び証拠提出・証拠収集要請について、迅速かつ誠実に協力することを求める；
3. 未批准の締約国に対し、2010年カンパラ改正の早期批准及び国内法への反映を促進し、侵略犯罪を含む国際犯罪に対する共通の処罰体制を強化する；
4. ICCに対し、ICCの制度改革は司法の独立性及び中立性を損なうものではなく、その実効性及び国際社会からの信頼をさらに高めることに尽力することを改めて確認する；
5. 法の支配は国家の規模や政治的影響力に左右されるべきではなく、すべての国家及び個人に対して平等に適用されるべきであることを強調する；
6. ローマ規程第112条に、「裁判所に非協力を認定された締約国は、非協力認定が解除されるまで、締約国会議及び議長団における投票権を失う。ただし、締約国会議は、非協力認定が当該締約国にとってやむを得ない事情によると認めるときは、当該締約国の投票を認めることができる。」という条項を追加することを決定する；
7. ICCと国際連合、締約国及び地域機構が以下の協力をさらに強化することを要請する：
 - a. 情報共有,
 - b. 逮捕状の履行,
 - c. 証拠提供；
8. 締約国に対し、毎年ASPに以下のことを含んだ調査報告書を提出することを要請する：
 - a. 逮捕状の履行状況,
 - b. 容疑者の引き渡し状況,
 - c. 専門家派遣；
9. ローマ規定締約国に対し、ICCへの以下の支援を拡充し、捜査及び裁判の迅速化、並びに組織運営の効率化を推進するよう求める：
 - a. 人的支援,
 - b. 技術支援；
10. 締約国に対し、毎年ASPに以下のことを含んだ調査報告書を提出することを要請する：
 - a. 逮捕状の履行状況,
 - b. 容疑者の引き渡し状況,
 - c. 専門家派遣；
11. ICCに対し、締約国から提出された調査報告書をもとに、国家を以下のように分類することを要請する：
 - a. A（優良国），
 - b. B（改善勧告），
 - c. C（非協力国）；

12. 締約国に対し、ICCがC（非締約国）と判断したかつ国が意図的に意図的になった国に対しては以下の制裁を1年間下すことを要請する：
 - a. 現状より5%増やされた分担金の支払い,
 - b. 投票権剥奪；
13. ICCに対し、各地域機構が裁判所を作った際、査定のうえ裁判所を認定し活動を認めることを強く促す；
14. ICCに対し、締約国の中でICCにA（非協力国）と認定された国がICCに協力するよう履行することを要請する；
15. ICCに対し、ICCの事務局の下に締約国の司法制度の現状把握と助言を行う新機関を設立することを要請する；
16. 締約国に対し、不当な圧力を受けたICC職員への相談窓口を設置することを奨励する。